

福祉資金一覧表(概要)

平成28年3月1日現在

資金の種類	資金の使途・説明	貸付上限額の目安	据置期間	返済期間	資金の使途・説明
福祉資金	生業を営むために必要な経費	4,600,000 円	6月以内	20年以内	世帯の自立更生のために必要な事業を開始・拡張するための資金（運営資金は対象外。あくまでも個人の自営。組織・団体は対象外）自己資金（総経費の1/4程度）が必要（生活保護世帯はこの限りではない）
	技能修得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	6月以内は 1,300,000 円	技能取得後 6月以内	8年以内	就職するために必要な資格取得並びに教育、訓練などに必要な資金、資金利用者が生計中心者である場合は、その期間内の生計維持に必要な資金。技能習得中の生活費は、生計中心者で複数人の世帯は月額200,000円以内、単身者は150,000円以内を目安に生活に必要な額のみ積算。 ※未成年者が技能習得を申し込む場合は、親権者（同一生計）が連帯借受人となることが条件。その場合は無利子となる。
		(注1)			
	冠婚葬祭に必要な経費	500,000 円	6月以内	3年以内	冠婚葬祭に必要な経費
	住居の移転等、給排水設備の設置に必要な経費				住居の移転等、給排水設備の設置に必要な経費
	就職、技能習得等の支度に必要な経費				就職、技能習得等の支度に必要な経費
	その他日常生活上一時的に必要な経費				その他日常生活上一時的に必要な経費
	福祉用具等の購入に必要な経費	1,700,000 円	8年以内	8年以内	(高額な)福祉機器などの購入に必要な資金
	障害者用自動車の購入に必要な経費	2,500,000 円	8年以内	8年以内	自動車運転免許を保有する障害者が自ら運転して社会参加するための車購入費用。障害者や要介護者の通院、通学を含む社会参加のために家族が運転する車購入費用
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	5,136,000 円	10年以内	10年以内	中国残留邦人等の国民年金保険料の追納の費用
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	2,500,000 円	6月以内	7年以内	住宅の増改築・補修、保全などに必要な費用、障害・高齢のために住宅の増改築・補修に必要な費用
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	1,700,000 円 (注2)	最終貸付日より 6月以内	5年以内	病気（急性期状態）・負傷の治療費用、およびその期間中の生計を維持するために必要な費用。 療養中の生活費は、生計中心者で複数人の世帯は月額200,000円以内、単身者は150,000円以内を目安に生活に必要な額のみ積算。
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費					
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	1,500,000 円	6月以内	7年以内	災害に遭って、復旧するために必要な諸費用について対象（※被災時より6ヶ月以内申込）	

(注 1) 法令等において知識、技能等を習得する期間を6月以上の期間と定められている場合、1年程度では220万円、2年程度では400万円、3年以内では580万円を目安とします。

(注 2) 療養期間が1年を超え、1年6月以内の場合、または介護サービス等を受けるのに必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が1年を超え1年6月以内の場合であって、世帯の自立のために必要と認められるときは230万円以内。

- 貸付利子は、保証人をご用意いただいた場合かかりません。保証人がいない場合は年利1.5%です。（教育支援資金、緊急小口資金は無利子）
- 延滞利子は5.0%です。（最終償還期限を過ぎた延滞元金に対し日割りで加算されます。）

☆ この表は貸付条件の概要を掲載しているもので、この他収入条件等必要関係書類とあわせて貸付審査をすることになります。

※ 資金や世帯の状況により、貸付の条件や内容などが異なる場合があります。お住まいの市区町村社会福祉協議会、または神奈川県社会福祉協議会生活支援担当までお問い合わせください。